

「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」

補足資料(Q & A)

第三者による品質証明業務の試行工事契約後、発注者・工事受注者（施工者）及び施工者と契約を行った第三者品質証明者の３者にて、本紙内容を共有願います。

Q：第三者による品質証明業務とは？

A：品質証明者が、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認し、その結果を品質証明チェックシートにより品質証明結果としてとりまとめる行為です。

ガイドラインP7の3定義（品質証明）3に記載されています

Q：工事写真の撮影・整理は品質証明業務で行うの？

A：工事写真、資料整理等は、工事監理上の行為として施工者が行い、それを臨場やチェックシートによって品質確認・証明する者が品質証明者となります。

ガイドラインP12④に記載されています

- ・それ以外の場合で、品質証明者がそれらの行為を直接実施することが妥当である場合は、具体的な実施方法にて、「チェックシート以外に必要な資料の有無、資料の内容、提出方法について協議する。」により精算方法も含め協議してください。

Q：施工者のメリットは？

A：メリットとして、

- ・品質証明結果を活用することにより、検査職員・監督職員は、品質証明者と同様の現地確認を原則行わないなど効率化が図れます。
- ・部分払請求の上限回数の割り増しや、既済部分検査の事務手続の簡素化、支払い回数の増加により、施工者のキャッシュフローの改善が図れます。

ガイドラインP3の1目的（2）に記載されています

Q：工程調整会議に参加した場合の費用は、精算時に計上してもいいの？

A：品質証明業務に係る費用については、実績に応じて精算してください。

ガイドラインP5の2③に記載されています

- ・「施工者は、品質証明者が立会い予定の事前把握ができるよう、メール、ASP等を活用し、進捗状況の共有に努める」とありますので、対面による会議への参加については、状況に応じてご対応願います。

Q：品質証明者は検査時に検査職員へ説明するの？

A：品質証明業務にて検査官へ説明を行う事はありません。

ガイドラインP15の6に記載されています ※図3 監督と検査の業務分担に記載されています「説明」は不要です

- ・監督職員は、完成検査時及び既済部分検査時に、品質証明者から提出されたチェックシート等を検査職員へ提示して説明することになります。

Q：工事で施工不良が確認された場合、品質証明会社への影響は？

A：工事目的物に問題があった場合、その修補等の対応は「工事請負契約書」に基づき施工者が行うことになります。

※ガイドラインに記載はありませんが、一般的な契約条項として参考までに記載しております。

- ・ただし、品質証明者の故意又は過失による問題が発生した場合、施工者は品質証明者に対して債務不履行による損害賠償請求を行う可能性があります。（民々契約内での扱い）